

## 訪問介護パタパタママ運営規程

### (事業の目的)

第1条 リラックスアンドスウィング株式会社が開設する訪問介護パタパタママ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護パタパタママ
- (2) 所在地 名古屋市緑区桃山4丁目314番地

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当たるものとする

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

- (3) 従業者 2名以上

従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前10時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、名古屋市（緑区、天白区、南区）とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

① 身体介護 ② 家事援助 ③ 通院等介助

(2) 重度訪問介護

(3) 同行援護

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④障害児 ⑤難病等対象者

(2) 重度訪問介護 ①身体障害者 ②難病等対象者

(3) 同行援護 ①身体障害者 ②障害児 ③難病等対象者

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担の範囲内とする。

2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

移動に要した往復の距離数とし、1キロメートル毎に20円とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

3 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。

4 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症対策)

第12条 事業所は、感染症の発生及びまん延の予防のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(掲示)

第15条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業員の勤務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はリラックスアンドスウィング株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

- この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成19年6月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成19年11月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成20年5月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成21年7月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成21年12月16日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成22年2月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成22年2月2日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成22年5月18日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成22年9月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成23年3月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成23年5月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成23年10月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成23年12月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成25年1月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成26年5月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成26年9月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成27年3月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成27年10月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成28年1月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成28年5月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成28年8月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成29年1月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成29年8月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成29年10月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成30年5月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成30年8月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、平成31年2月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、一部を変更し、令和5年9月1日から施行する。